

令和8年度

政策重点事項

令和7年8月



倉敷市

は じ め に

倉敷市政の推進につきましては、平素から格別の御高配を賜り厚く御礼申し上げます。

本年度は、高梁川の治水対策として小田川合流点付替え事業と同じく極めて重要であると、長年、国に強く要望し、令和6年度に事業化された高梁川酒津地区堤防強化・笠井堰改築事業が5月に着工されました。これまでの真備緊急治水対策プロジェクトの推進をはじめ、本件事業等に御尽力を頂けることに改めて厚く御礼申し上げます。本市では、真備の教訓を生かした災害に備えるまちづくりを進めており、災害時には防災・災害対応の拠点となる都市防災公園として、山陽ハイツ跡地に倉敷ふれあいの丘公園を整備中であり、10月4日の開園を予定しています。また、本庁舎の北側に建設中の防災危機管理センター棟は、防災危機管理室、消防局、水道局を配置するほか、災害対策本部室、オペレーションルーム等の機能も備え、大規模地震の際にも災害対応機能を維持・継続できるよう免震構造を採用し、12月の完成を目指しています。

また、本年度は日本遺産の認定制度開始から10年の節目となり、10月25日、26日には、全国104ストーリーの認定地域が集う、日本遺産の行事で最大のイベント「日本遺産フェスティバル」を倉敷市で開催します。

このほか、結婚・妊娠・出産・子育てしやすいまちづくり、住み慣れた地域で健康な生活を送ることができる健康長寿のまちづくり、世界に誇れる文化・産業のまちづくり、みらいを見据えたゼロカーボンシティへの取組やDXの推進、都市機能の向上、公共施設の再編整備など、みらいに向かう持続可能なまちづくりを進めています。

こうした施策の推進にあたりましては、国の御理解と御支援が必要不可欠であり、令和8年度に実施を予定している重要事業のうち、特に重要と考えるものについて、政策重点事項として取りまとめましたので、今後の制度改正や国の予算編成に当たり、格段の御配慮を賜りますようお願い申し上げます。

令和7年8月

倉敷市長 伊 東 香 織

目 次

重点要望事項（１８項目）

No.	区分	政 策 事 項	要 望 先		提出部局	頁
			国	県		
1	新規	人口減少対策としての東京一極集中の是正について	内閣府		企画財政局	1
2	新規	国の給付金等事業体制の整備について	内閣府		企画財政局	2
3	継続	原油価格・物価高騰対策について	内閣府		企画財政局	3
4	新規	米国の関税措置への対策について	経済産業省 厚生労働省		文化産業局	4
5	新規	地方公共団体情報システム標準化にかかるガバメントクラウド利用料や運用経費の自治体負担軽減について	デジタル庁 総務省		企画財政局	5
6	継続	公共施設整備にかかる地方財政措置の延長について	総務省		企画財政局	6
7	新規	第１次国土強靱化実施中期計画の確実な実施について	内閣官房 国土交通省		建設局	7
8	継続	一級河川高梁川の治水安全度の向上について	国土交通省		建設局	9
9	継続	防災・減災対策にかかる地方債の適用期間延長について	総務省		企画財政局	11
10	継続	国による子ども医療費助成制度の創設について	こども家庭庁		保健福祉局	12
11	継続	J R山陽本線等倉敷駅付近連続立体交差事業の促進について	国土交通省	土木部	建設局	13
12	継続	寿町踏切における国による踏切道改良促進法に基づく「改良すべき踏切道の指定」について	国土交通省	土木部	建設局	15
13	継続	地域公共交通ネットワークの確保・維持に向けた支援について	国土交通省	県民生活部	建設局	17
14	継続	水島港の整備促進について	国土交通省	土木部	文化産業局 (建設局)	19
15	新規	カーボンニュートラルコンビナート実現に向けた送配電網の整備等について	経済産業省		文化産業局	21
16	新規	学校給食費の無償化について	文部科学省		教育委員会	23
17	新規	部活動の地域移行（地域展開）について	文部科学省 スポーツ庁 文化庁		教育委員会	25
18	新規	学校給食共同調理場における栄養教諭及び学校栄養職員の配置基準の見直しについて	文部科学省		教育委員会	26

その他要望事項（7項目）

No.	区分	政 策 事 項	要 望 先		提出部局	頁
			国	県		
19	継続	国と地方の税配分の是正について	総務省		企画財政局	27
20	継続	保育士の処遇改善について	文部科学省 こども家庭庁		保健福祉局	28
21	継続	介護人材確保に向けた対策の着実な実施について	厚生労働省		保健福祉局	29
22	継続	国民健康保険制度の安定的な運営に向けた財政基盤の強化等について	厚生労働省		保健福祉局	30
23	継続	地方単独事業波及増医療費に係る国庫負担金等の減額調整制度の廃止について	厚生労働省		保健福祉局	31
24	継続	交通D X（デジタル技術の活用）の推進について	国土交通省	県民生活部	建設局	32
25	継続	地方鉄道ネットワークの維持・存続に関する支援について	国土交通省	県民生活部	建設局	33

1 人口減少対策としての東京一極集中の是正について	
要望先	内閣府（内閣官房新しい地方経済・生活環境創生本部事務局・内閣府地方創生推進事務局）
要 望	人口減少対策としての東京一極集中の是正については、国の役割が極めて重要であり、従来の手法にとらわれることなく大胆かつ実効性のある政策を打ち出し、 <u>国において強力に推進すること</u> を要望します。
説 明	[現 状] まち・ひと・しごと創生法が平成26年に施行され、「地方創生」の取組が本格的に始まってから10年が経過している。本年6月には、次の10年を見据えた「地方創生2.0基本構想」が閣議決定され、令和7年中に、具体的な施策が盛り込まれた国の総合戦略が策定される予定となっている。一方、全国的に想定を超えるペースで進む人口減少と出生数・出生率の低下は、担い手不足の急速な進行を招いており、インフラや公共交通、買物、医療・福祉など日常生活に不可欠なサービスの維持等の課題を生じさせ、日本社会の将来にも大きな影響を及ぼすと考えられる。 本市においても、少子高齢化・人口減少に対応するため、妊娠・出産・子育てに関する切れ目のない支援、移住定住の促進、大学や企業等との連携による地域の活性化や雇用の確保充実といった様々な施策について、高梁川流域の各自治体とも連携を図りながら取り組んできた。同様に、全国の自治体においても、人や企業を呼び込むため、地域の実状に沿った補助金の創設や拡充など様々な取組がなされてきたものの、地方間での取り合いになっており、人口減少や東京圏への若者流出の歯止めにはなっていない。 [課 題] <u>東京一極集中に関する対策として特に有効と考えられる施策の例</u> ・企業や大学、政府関係機関等の地方移転の促進 ・若者を中心としたU I J ターンの抜本的強化 ・地域交通や情報通信等の社会基盤における地方と都市部における格差解消 ・都市と地方の賃金格差の是正等 これらの施策について、<u>自治体単位での取り組みには限界があり、国主導による強力な推進が必要</u>である。

担当：企画財政局
(企画経営室)

2 国の給付金等事業体制の整備について

要望先	内閣府（地域創生推進室）									
要 望	<u>給付金事業を実施する場合は、給付要件の簡素化を図るとともに、マイナポータルの公金受取口座などデジタル技術を活用した効率的で迅速な給付を行うことができる仕組みを活用し、国が自らの責任において実施するよう要望します。なお、自治体に対応を求める場合においては事務負担が最小限となる措置を講ずるよう要望します。</u>									
説 明	[現状] 近年、毎年のように給付金による支援制度が実施されているが、自治体では多くの地域課題に向き合う中、<u>給付業務に人員を割かざるを得ない状況が長期に渡って続いており、極めて大きな業務負担が生じている。</u> また、給付金事業実施の度に、全国の市区町村が、システム改修、申請・給付手続、コールセンターの設置等の事務を個別に実施するため、<u>給付にかかる事務費は膨大で非常に非効率な状態である。</u> 加えて、自治体間で給付のスピードを競わせるような報道等もあり、自治体職員は住民からの苦情対応に追われている。 【参考 本市における給付金にかかる事務費】 令和2年特別定額給付金（1人10万円・約21万世帯） 約356,000千円 令和6年非課税世帯給付金（1世帯3万円・約5万世帯） 約129,000千円 【参考 マイナンバーカード保有率（令和7年5月末現在）】 <table><tr><td></td><td>保有率</td><td>うち公金受取口座の登録</td></tr><tr><td>全 国</td><td>78.5%</td><td>65.1%※</td></tr><tr><td>倉敷市</td><td>79.5%</td><td>—</td></tr></table> ※全国民の51.1% [課題] <u>給付業務の事務負担の例</u> ・1月2日以降に転入した住民の課税情報の他自治体への照会 ・システムベンダー、コールセンター、印刷業者等の事業者の確保 ・準備期間が非常に短い中で、ミスのない事務の執行等 <u>短期間での他自治体との調整や競合する事業者の確保が困難である。</u>		保有率	うち公金受取口座の登録	全 国	78.5%	65.1%※	倉敷市	79.5%	—
	保有率	うち公金受取口座の登録								
全 国	78.5%	65.1%※								
倉敷市	79.5%	—								

担当：企画財政局
(企画経営室)

3 原油価格・物価高騰対策について	
要望先	〔国等〕 内閣府
要 望	国民の安定した生活環境と経済を維持するため、 <u>国による原油価格・物価高騰対策を引き続き強力に推進することを要望します。</u>
説 明	〔 現 状 〕 近年、世界的に原油価格は高値で推移しており、燃料油や電気・ガス料金等をはじめとする物価高騰が、今なお国民生活・経済活動に深刻な影響を及ぼしている。 国においては、原油価格・物価高騰に対して、各自治体へ物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金により支援をしていただいているところであり、本市においても、国の交付金を活用して、学校給食費や水道料金の負担軽減、福祉サービス事業所への支援金の支給等、独自の対策を実施してきた。 現在、国は、燃料油価格の高騰に対しては、燃料油価格定額引下げ措置として燃料油元売り事業者への補助を実施、また、電気・都市ガス料金についても負担軽減支援として小売り事業者への補助を実施していただいているところですが、その措置は燃料油については当面の間、電気・都市ガス料金については、令和7年9月使用分までとされている。 〔 課 題 〕 安定した国民生活と経済活動を維持するためには、実質賃金の上昇が物価上昇を上回る必要があり、それまでの間、地方自治体が地域の実情に応じて柔軟な物価高騰対策が行えるよう、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の継続による支援が必要である。 また、燃料油価格や電気・ガス料金は、未だに高値で推移しており、国の補助金が廃止された場合、国民生活・経済活動に大きな影響を及ぼすこととなるため、引き続き物価高騰に対する強力な支援が必要である。

担当：企画財政局
(財政課)

4 米国の関税措置への対策について	
要望先	〔国等〕 経済産業省、厚生労働省
要 望	米国による関税措置への対策として、雇用維持に大きな支援となる雇用調整助成金について、<u>賃金上昇を踏まえて上限額を引き上げるとともに、適用条件の緩和など迅速な支援を受けられる措置を講じていただきたい。</u> また、関税措置による影響により、発注事業者が一方的に価格決定を行うなど、<u>取引上立場の弱い受注事業者の利益を不当に害することのないよう指導を徹底していただきたい。</u> 加えて、<u>地域経済への影響を精査し、今後も状況変化に応じ、必要な追加的な対策を講じていただきたい。</u>
説 明	〔 現 状 〕 米国の一連の関税措置を受けて、国は、相談体制の整備、資金繰り支援の強化、雇用維持等を柱とする緊急対応パッケージを決定している。 本市においても、経営相談窓口を設けるとともに、市内事業者へのヒアリングを行っているが、取引先からの発注減や関税分を価格転嫁できないなど、一部の事業者では既に影響が出始めている。また、今後の影響については、受注減や取引先からの値下げ要求等、多くの事業者が様々な懸念を抱き、不安が広がっている。 〔 課 題 〕 一連の関税措置により、本市の基幹産業である自動車関連産業や鉄鋼業をはじめ、幅広い分野で、取引先からの受注減少や値引き要請などに伴う売上減少や雇用の縮小等、地域経済への深刻な影響が懸念される。 このため、関税の影響を受ける事業者の安定的な事業継続を支えるための支援に万全を期す必要がある。 【参考 雇用調整助成金（令和7年4月1日現在）】 ・受給額上限 8,635円／1人1日 ・助成率 大企業1／2、中小企業2／3 ・支給要件 最近3か月の売上高等が前年同期比10％以上減少 など ※コロナ禍においては受給額上限15,000円／1人1日、助成率最大10／10、売上高等1か月5％以上の減少で可等の特例措置が実施された。

担当：文化産業局
(商工課)

5 地方公共団体情報システム標準化にかかるガバメントクラウド利用料や運用経費の自治体負担軽減について

要望先	〔国等〕デジタル庁、総務省																			
要 望	標準化対象事務に関する情報システムの運用経費に関して、国が「地方公共団体情報システム標準化基本方針」において「移行完了後、平成30年度比で少なくとも3割の削減」を掲げている中、 <u>3割削減の想定を上回る経費については、交付税措置ではなく、全額を補助金で措置することを要望します。</u>																			
説 明	〔現 状〕 国は、「地方公共団体情報システム標準化基本方針」において「標準化対象事務に関する情報システムの運用経費等について、標準準拠システムへの移行完了後に、平成30年度（2018年度）比で少なくとも3割の削減を目指す」という目標を掲げているが、実際には、運用経費の大幅な増加が見込まれている。 そのため、国においては、標準準拠システムの利用に伴うガバメントクラウドの利用料や、移行に伴うシステム運用経費の増加分について、交付税措置を予定している。加えて、「自治体情報システムの標準化・ガバメントクラウド移行後の運用経費に係る総合的な対策」を策定しており、対策を進めながら、自治体の意見などを踏まえて財政措置のあり方を検討することとしている。 【倉敷市のガバメントクラウド利用料の見込み】 <table border="1"> <tr> <th>基幹業務システムのハードウェア等にかかる費用</th><th>標準化前 〈実績〉</th><th>標準化後 〈積算額〉</th></tr> <tr> <td></td><td>220,830 千円</td><td>1.55 倍 342,525 千円</td></tr> </table> ※標準化後は、R7 年度の積算額 【倉敷市の標準化に係るパッケージ利用料・運用保守費用の見込み】 <table border="1"> <tr> <th>業務一例 〈5 年（60 か月）分で比較〉</th><th>標準化前 〈実績〉</th><th>標準化後 〈見積額〉</th></tr> <tr> <td>後期高齢者医療</td><td>40,115 千円</td><td>3.69 倍 147,902 千円</td></tr> <tr> <td>介護保険</td><td>53,777 千円</td><td>3.17 倍 170,700 千円</td></tr> <tr> <td>保健福祉総合</td><td>46,682 千円</td><td>5.09 倍 237,600 千円</td></tr> </table> ※標準化後は、R6.11 月時点の見積額 〔課 題〕 標準化対象事務に関する情報システムの運用経費に関しては、当初期待していた低減効果が得られることなく、自治体にとって過度な負担が想定されている。		基幹業務システムのハードウェア等にかかる費用	標準化前 〈実績〉	標準化後 〈積算額〉		220,830 千円	1.55 倍 342,525 千円	業務一例 〈5 年（60 か月）分で比較〉	標準化前 〈実績〉	標準化後 〈見積額〉	後期高齢者医療	40,115 千円	3.69 倍 147,902 千円	介護保険	53,777 千円	3.17 倍 170,700 千円	保健福祉総合	46,682 千円	5.09 倍 237,600 千円
基幹業務システムのハードウェア等にかかる費用	標準化前 〈実績〉	標準化後 〈積算額〉																		
	220,830 千円	1.55 倍 342,525 千円																		
業務一例 〈5 年（60 か月）分で比較〉	標準化前 〈実績〉	標準化後 〈見積額〉																		
後期高齢者医療	40,115 千円	3.69 倍 147,902 千円																		
介護保険	53,777 千円	3.17 倍 170,700 千円																		
保健福祉総合	46,682 千円	5.09 倍 237,600 千円																		

担当：企画財政局

(デジタルガバメント推進室)

6 公共施設整備にかかる地方財政措置の延長について	
要望先	総務省（自治財政局財務調査課、公営企業課）
要 望	公共施設等適正管理推進事業債の適用期間は令和８年度まで、脱炭素化推進事業債は令和７年度までとされているが、 <u>適用期間の延長を含めた国における長期的な支援を要望します。</u>
説 明	[現 状] 公共施設等の集約化・複合化、老朽化対策を進めるための地方財政措置制度、公共施設等適正管理推進事業債（以下「公適債」という。）については、適用期間が令和８年度までとされている。 また、公共施設の脱炭素化を進めるための地方財政措置制度、脱炭素化推進事業債（以下「脱炭素化債」という。）については、適用期間が令和７年度までとされている。 [課 題] 倉敷市公共施設個別計画に基づき、現在、庁舎等再編整備事業や、児島地区公共施設再編整備事業、水島地区公共施設再編整備事業など、数十年に一度の公共施設の再編に取り組むとともに、老朽化した庁舎等の建替えを計画している。 また、気候変動問題に対応し、脱炭素社会を実現するために、老朽化した公共施設の脱炭素化への対応は重要な課題であり、特に庁舎等の公用施設の設備更新（空調設備の更新や照明の LED 化など）については、該当する地方財政措置制度が、脱炭素化債のみである。 さらに、資材価格の高騰が長期的に継続し、建設業界の働き方改革による人件費の高騰や業界の慢性的な人手不足により、工事期間がこれまでよりも長期間にわたることが見込まれ、事業費も高騰する見込みである。 こうした中で、<u>公共施設等の集約化・複合化、老朽化対策や脱炭素化への対応を着実に進めるためには、公適債、脱炭素化債の適用期間の延長などを含めた国における長期的な支援及び地方債資金の確保が必要である。</u>

担当：企画財政局
(公共施設再編整備支援室)

7 第1次国土強靱化実施中期計画の確実な実施について	
要望先	〔国等〕 内閣官房（国土強靱化推進室）、国土交通省（水管理・国土保全局）
要 望	「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」の次期計画である「第1次国土強靱化実施中期計画」について、気候変動による自然災害の激甚化・頻発化やインフラの老朽化、さらには、人件費・物価高騰等を踏まえて、国土強靱化に必要かつ十分な予算を確保し、確実に実施することを要望します。
説 明	〔現 状〕 本市に甚大な被害を及ぼした平成30年7月豪雨をはじめ、令和2年7月豪雨や令和6年奥能登豪雨など、近年の気候変動に伴う集中豪雨により、広域的かつ大規模な水災害が頻発化・激甚化している。 また、令和6年能登半島地震をはじめ、全国各地で地震が頻発するなか、令和6年8月に発生した日向灘を震源とする地震では、政府として初の「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）」を発表するなど、巨大地震の切迫性が高まりを見せている。 一方、高度経済成長期に整備されたインフラが一斉に老朽化するなか、今年1月には埼玉県八潮市で、下水道管の破損が原因とみられる道路陥没事故が発生し、4月には京都市で、水道管が破損し大量の水が溢れて道路が冠水するなど、全国各地で、老朽化インフラの破損による重大事故が相次いでいる。 このようななか、国は、今年6月にインフラの老朽化対策が強化された「第1次国土強靱化実施中期計画」を公表し、令和8年度から12年度までの5年間を計画期間とした、概ね20兆円強程度の事業規模で国土強靱化施策を実施することとしている。 〔課 題〕 これまで、「3か年緊急対策」や「5か年加速化対策」等により国土強靱化に向けた取組を実施し、着実に効果を発揮しているところである。しかしながら、大規模自然災害の激甚化・頻発化やインフラの老朽化が進むなか、「第1次国土強靱化実施中期計画」に掲げられた、防災インフラの整備・管理、ライフラインの強靱化、デジタル等新技術の活用等の施策を確実に実施するためには、人件費・物価高騰等を踏まえた十分な予算の確保が必要である。

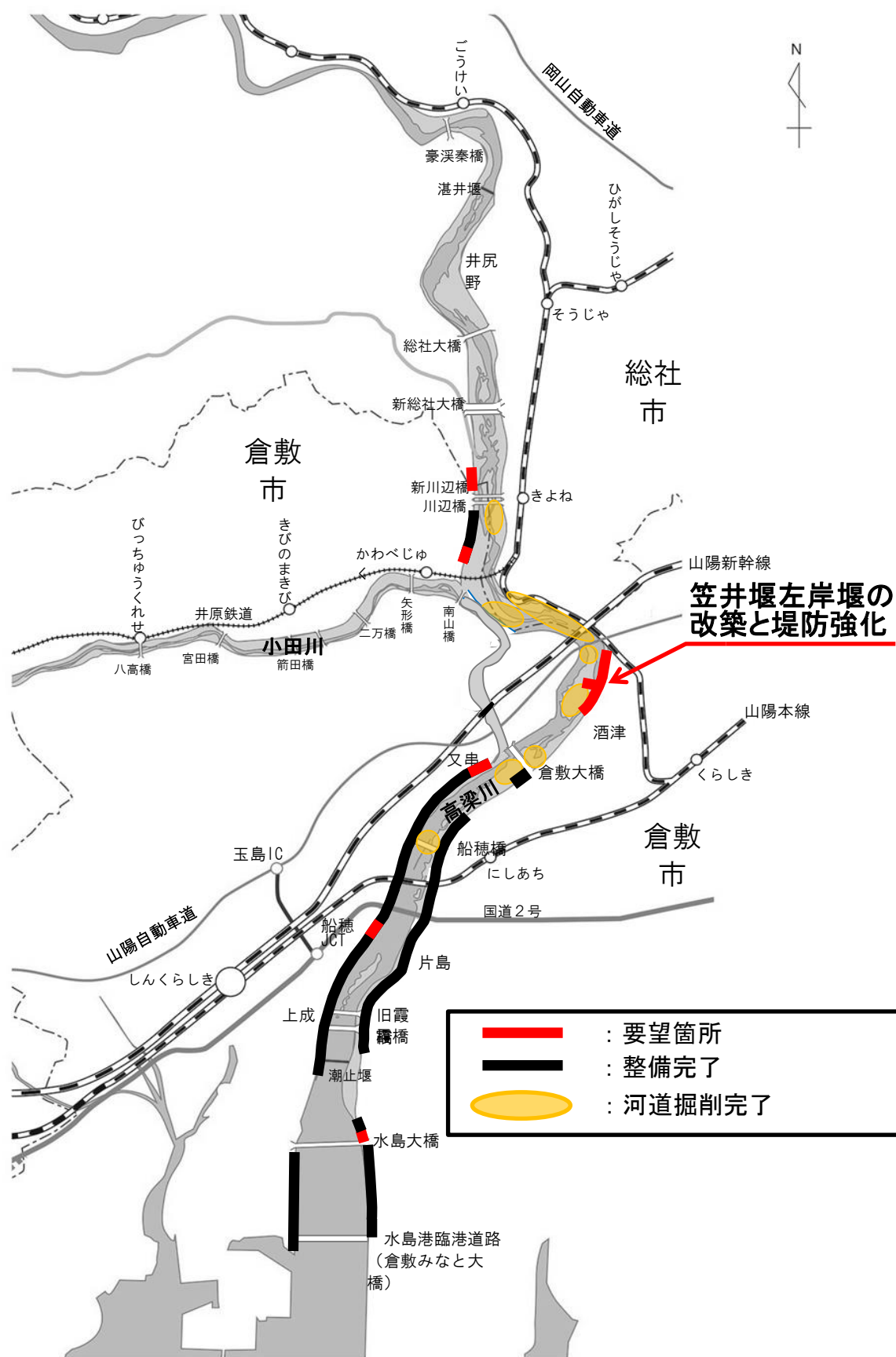
担当：建設局
(事業推進課)

調整ページ

8 一級河川高梁川の治水安全度の向上について	
要望先	〔国等〕 国土交通省（水管理・国土保全局）
要 望	高梁川沿川地域や倉敷市街地の治水安全度向上を早期に図る必要があるため、「第1次国土強靱化実施中期計画」等に基づき、治水事業に必要な予算を継続的かつ安定的に確保し、高梁川酒津地区の堤防強化や笠井堰左岸堰の改築（可動化）を含む高梁川水系河川整備計画に基づく河川整備の着実な実施を要望します。
説 明	〔現 状〕 令和6年3月に小田川合流点付替え事業が竣工し、その後幾度も大雨に見舞われたが、これまでのような増水は見られず、小田川の水位が大幅に低減され、高梁川本川の水位も低減されるなど、高梁川・小田川沿川の治水安全度が大きく向上した。 高梁川酒津地区の堤防強化と笠井堰左岸堰の改築については、小田川合流点付替え事業と同じく極めて重要であり、市として長年、国等に強く要望してきた。その結果、令和6年度に、国において「高梁川酒津地区堤防強化・笠井堰改築事業」として事業化され、今年4月には、本事業区間は「緊急対策特定区間」に設定され、概ね10年間で約210億円の重点投資により整備を進めることとなった。今年度は、堤防の浸食対策、浸透対策、埋蔵文化財調査が実施される予定である。 また、国の重要文化財である酒津取水樋門については、今の形を残しつつ堤防の強度を確保した整備を進めていくこととされている。 〔課 題〕 高梁川本川の堤防強化などに遅れが生じた場合、住民の生命・財産に危険が及ぶこととなる。特に酒津地区は、笠井堰による洪水時の水位上昇に加え、左岸堤防の安全性が不足しており、当箇所が決壊すれば、浸水区域は倉敷市中心部から岡山市にまで及び、壊滅的な被害となる。 このことから、高梁川沿川地域や倉敷市街地の治水安全度の向上を図るため、河川整備計画に基づき、災害を未然に防止・軽減する河川整備を着実に推進する必要がある。

担当：建設局
（事業推進課）

要望箇所図



9 防災・減災対策にかかる地方債の適用期間延長について

要望先	〔国等〕 総務省（自治財政局地方債課）																										
要 望	適用期間が終了する地方債について、 <u>適用期間の延長を含めた国における長期的な支援を要望します。</u>																										
説 明	〔現 状〕 国の防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策に基づく事業を対象とした「防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債」、地方公共団体が防災上重要なインフラ等の整備を対象とした「緊急防災・減災事業債」及び「緊急自然災害防止対策事業債」は手厚い地方財政措置が講じられているが、適用期間は令和7年度までとされている。 【本市における活用状況】（単位：百万円） <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th><th>防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債 (～R7年度)</th><th>緊急防災・減災事業債 (～R7年度)</th><th>緊急自然災害防止対策事業債 (～R7年度)</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>R3</td><td>891.9</td><td>548.2</td><td>1,554.4</td></tr> <tr> <td>R4</td><td>995.7</td><td>253.2</td><td>1,362.0</td></tr> <tr> <td>R5</td><td>8,133.6</td><td>2,434.6</td><td>2,960.5</td></tr> <tr> <td>R6</td><td>1,161.2</td><td>178.5</td><td>2,403.7</td></tr> <tr> <td>R7</td><td>1,515.1</td><td>2,031.0</td><td>5,211.8</td></tr> </tbody> </table> 注) R3～R6年度：実績 R7年度：見込み（繰越分を含む） 〔課 題〕 近年、風水害や地震等の自然災害が激甚化・頻発化しており、幅広く、かつ継続的に防災・減災対策を行う重要性が一層高まっている。 本市としては、平成30年7月豪雨災害以降、災害時に避難所となる学校の長寿命化、防災備蓄倉庫の整備、緊急輸送路となる道路の整備、河川の護岸整備や排水機場の改良による浸水対策など、緊急性の高い防災対策を順次実施している。しかし、<u>予算や実施時期の制約があり、適用期間終了までに、対策すべきもの全てを実施することは難しい状況である。</u> <u>こうした状況は、本市だけでなく全国の自治体においても同様であると考えられるため、国土強靱化に資する防災・減災対策の推進に必要な地方債の適用期間延長を含め、国における長期的な支援及び地方債資金の確保が必要である。</u>			年度	防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債 (～R7年度)	緊急防災・減災事業債 (～R7年度)	緊急自然災害防止対策事業債 (～R7年度)	R3	891.9	548.2	1,554.4	R4	995.7	253.2	1,362.0	R5	8,133.6	2,434.6	2,960.5	R6	1,161.2	178.5	2,403.7	R7	1,515.1	2,031.0	5,211.8
年度	防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債 (～R7年度)	緊急防災・減災事業債 (～R7年度)	緊急自然災害防止対策事業債 (～R7年度)																								
R3	891.9	548.2	1,554.4																								
R4	995.7	253.2	1,362.0																								
R5	8,133.6	2,434.6	2,960.5																								
R6	1,161.2	178.5	2,403.7																								
R7	1,515.1	2,031.0	5,211.8																								

担当：企画財政局
(財政課)

10 国による子ども医療費助成制度の創設について	
要望先	〔国等〕 こども家庭庁
要 望	どこに住んでいても、安心して子どもを産み育てることのできる環境を保障することは、子育ての不安を軽減するとともに、少子化対策にもつながることから、ナショナルミニマムとして、<u>国において子ども医療費助成制度を創設し、十分な財政措置をされるよう要望します。</u>
説 明	〔 現 状 〕 子どもの健全な成長を確保するため、子育て家庭の経済的負担を軽減する子どもの医療費助成制度は、全国の自治体で実施されている。都道府県ごとに認定基準や助成範囲が設定されており、市町村は都道府県の制度を活用し、医療費の自己負担に対して助成を行っている。 本市においては、現在、中学校３年生までの入通院分を市が全額負担している。 国においては、「子ども未来戦略」の「加速化プラン」（令和５年閣議決定）に盛り込まれた施策を着実に実行するため、令和６年に「子ども・子育て支援法」等の一部を改正し、「子育て世帯を対象とする支援の拡充」などの取組を進めることとしている。 〔 課 題 〕 どこに住んでも、等しく安心して子どもを生み育てることのできる環境を保障するのは、国の責務である。 国においては、令和８年度までの３年間で集中的に取り組む次元の異なる少子化対策の「加速化プラン」として、児童手当の大幅拡充の実施や出産費用の保険適用の検討等を始めており、子育て世帯にとって非常に心強いものである。 しかしながら、<u>子どもの医療費助成については、安心して子育てをするための根本的な要素であるにもかかわらず、国による助成制度がない。</u>現在、それぞれの市町村においては、都道府県の制度に加え、<u>独自に対象者の拡大や負担軽減を図っている場合が多く、市町村間で認定基準や助成範囲（助成対象年齢、所得制限、一部自己負担額等）において制度の格差も大きいなど、住む地域によってサービスに格差が生じている。</u>

担当：保健福祉局
(医療給付課)

11 J R山陽本線等倉敷駅付近連続立体交差事業の促進について		
要望先	〔国等〕 国土交通省（都市局）	〔県〕 土木部（都市計画課）
要 望	多数の踏切除却や道路との立体交差を一挙に行い、交通の円滑化や都市防災機能の向上を図るとともに、鉄道によって分断された南北市街地の一体化を実現するため、岡山県が事業主体のJ R山陽本線等倉敷駅付近連続立体交差事業の整備促進を要望します。	
説 明	〔 現 状 〕 J R山陽本線等倉敷駅付近連続立体交差事業は、平成10年度に着工準備箇所に採択されたが、未だに事業着手できておらず、倉敷駅周辺では、鉄道により市街地が分断され、慢性的な交通渋滞や踏切事故が発生し、駅南北の回遊も阻害された状況が続いている。 さらに、駅北側には災害時に指定緊急避難場所となる倉敷みらい公園が立地し、駅南側には、救命救急センターである倉敷中央病院や救急告示病院など多数の医療施設が集積しているが、寿町踏切の踏切遮断により、周辺では慢性的な交通渋滞が発生し、災害時の避難行動や救命救急活動等の大きな支障となっている。 本市から事業主体である県に対し、早期の事業化を要望しているが、平成30年2月に、コスト縮減3案の費用対効果の試算結果が全て1を超えると公表して以降、県は費用対効果を確定する案の検討を継続しており、案の決定時期を含めた具体的なスケジュールが示されていない。 本市は、倉敷駅周辺において県に認可された複数の市街地開発事業を進めており、倉敷駅前東土地区画整理事業及び阿知3丁目東地区市街地再開発事業が完了し、倉敷駅周辺第二土地区画整理事業は、進捗率が事業費ベースで7割を超えるなど、本市が進めるまちづくりは着実に進展しており、連続立体交差事業の必要性はますます高まってきているところである。 また、「鉄道高架事業整備促進倉敷市議会議員連盟」が、令和5年8月に岡山県知事及び岡山県議会議長に対して、連続立体交差事業の整備促進を求める要望書を提出するなど、事業推進に向けて後押しをする動きがより一層強まっている。 〔 課 題 〕 倉敷市のみならず高梁川流域圏の広域拠点である倉敷駅周辺において、駅北側には県内外から多数の集客がある複合型商業施設、駅南側には県下随一の観光地である倉敷美観地区、国内有数の医療施設が立地している。今後、倉敷駅周辺における都市交通の円滑化や都市防災機能の向上、南北市街地の一体化を実現するためには、連続立体交差事業の促進が必要である。	

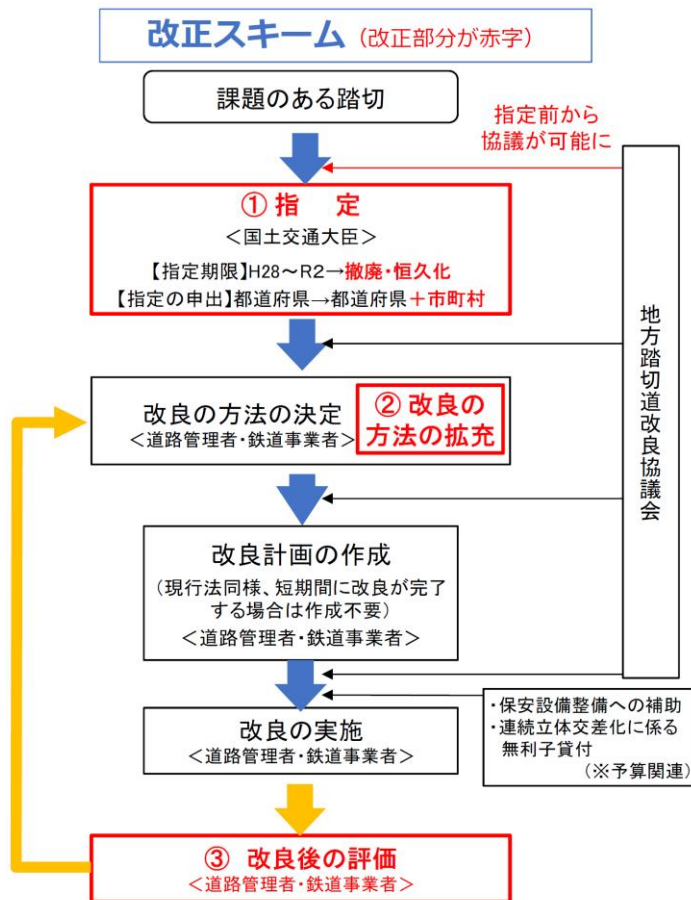
担当：建設局

(鉄道高架推進室)

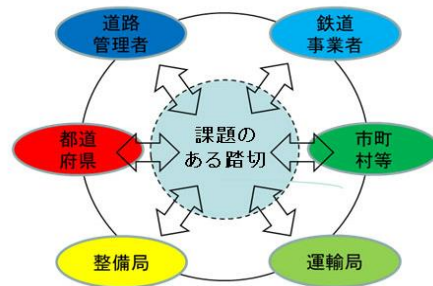
12 寿町踏切における国による踏切道改良促進法に基づく「改良すべき踏切道の指定」について		
要望先	〔国等〕 国土交通省（道路局、都市局）	〔県〕 土木部（道路建設課、都市計画課）
要 望	「緊急に対策の検討が必要な踏切（カルテ踏切）」である寿町踏切について、岡山県踏切道改良協議会合同会議（国が事務局）の対象とし、早期に国による踏切道改良促進法に基づく「改良すべき踏切道の指定」を行い、踏切除却の検討の進捗が図られるよう要望します。	
説 明	〔現 状〕 国は、遮断時間の長い「開かずの踏切」や交通量が多く渋滞・滞留が多く発生する「ボトルネック踏切」等、緊急に対策の検討が必要な踏切を抽出して、踏切の現状を「見える化」する踏切安全通行カルテを公表している。<u>中国地方唯一の自動車ボトルネック踏切である寿町踏切は、「緊急に対策の検討が必要な踏切（カルテ踏切）」の対象となっており、法指定基準を大きく上回っているものの、現時点では法に基づく「改良すべき踏切道」の指定はされていない。</u> 令和3年4月に、踏切道改良促進法が改正され、従来の5年間の指定期限を撤廃・恒久化するとともに、改良計画の作成に長期間見込まれるもの（立体交差等）については、指定すること自体が困難なものも存在したことから、指定がなされた場合には、国土交通大臣が指定する期日までに、道路管理者及び鉄道事業者は改良計画を作成・提出するスキームに改められた。また、地域の関係者と連携し、地域の実情に応じた踏切道の改良方法等を検討する場として、地方踏切道改良協議会による協議が、法指定前から可能となった。 しかし、岡山県内の踏切道を対象に合同で協議することにより、踏切道改良計画の作成等、踏切対策を円滑に進めることを目的として、国が令和5年8月に岡山県踏切道改良協議会合同会議を設置したが、寿町踏切は対象となっていない。 〔課 題〕 <u>踏切道改良促進法改正の趣旨を踏まえ、関係機関と法指定に向けた具体的な協議を進めるためには、寿町踏切を岡山県踏切道改良協議会合同会議の協議対象とし、踏切道改良促進法に基づき、早期に国による「改良すべき踏切道の指定」を行い、改良が図られる必要がある。</u>	

担当：建設局
（鉄道高架推進室）

<踏切道改良促進法>



地方踏切道改良協議会イメージ



※国の資料から抜粋

岡山県踏切道改良協議会合同会議(R5.8.30設置)

目的

踏切道改良促進法の規定に基づき、岡山県内の踏切道を対象に合同で協議することにより、地方踏切道改良計画の作成及び実施、地方踏切道災害時管理方法その他岡山県内の踏切道における踏切対策を円滑に進めるために国が設置する。

構成員

中国地方整備局長
中国運輸局長
岡山県知事
岡山市長
笠岡市長
岡山県警察本部長
西日本旅客鉄道(株)

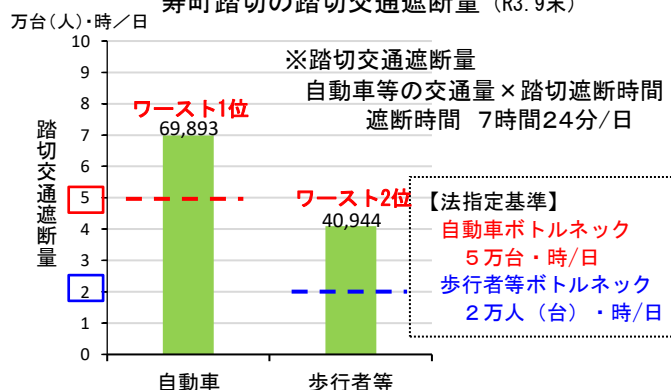
対象踏切

寿町踏切道は対象踏切となっていない!

協議会名 又は踏切道名	踏切道の 法指定年月日	道路管理者	鉄道事業者
北方第一踏切道	平成30年1月29日	岡山市長	西日本旅客鉄道(株) 中国総括本部長
今立川踏切道	令和元年12月25日	笠岡市長	西日本旅客鉄道(株) 中国総括本部長



寿町踏切の踏切交通遮断量 (R3.9末)



13 地域公共交通ネットワークの確保・維持に向けた支援について		
要望先	〔国等〕 国土交通省（運輸局）	〔県〕 県民生活部（県民生活交通課）
要 望	<u>地域公共交通計画に位置付けた市内で完結するバス路線の幹線系統について、現在は国の補助対象となっていないため、地域公共交通ネットワークの確保・維持に向けて、補助制度の対象とするよう制度拡充を要望します。</u>	
説 明	〔 現 状 〕 市内の路線バスは、<u>平成13年度に乗合バス事業が規制緩和されて以降、現在（令和5年度時点）、平成13年度比で利用者数が52%減少し、走行キロ数についても65%減少している。</u> 本市では、倉敷市都市計画マスタープランに『まち全体としての総合力を発揮する「多極ネットワーク型」のコンパクトで持続可能な都市』をまちの将来像として掲げており、また、倉敷市立地適正化計画において、鉄道駅周辺や運行回数の多いバス路線の幹線系統沿線など、公共交通の利便性が高い区域を基本として居住誘導区域に設定している。さらに、<u>倉敷市地域公共交通計画においては、市内交通の骨格として地域・地区間を結ぶ鉄道やバス路線を幹線として位置づけ、サービスレベルの維持・向上を図ることとしているが、利用者の減少等により路線バス事業者の経営状況が悪化するとともに、運転手不足や車両の老朽化などにより、自社の努力だけでは路線の確保・維持が困難な状況となっている。</u> 国の「地域公共交通確保維持改善事業費補助金」としては、複数市町村にまたがる地域間幹線系統や、これに接続する地域内フィーダー系統の運行を支援するものがあるが、<u>本市では、起点・終点が市内で完結している運行経路の長いものが多数存在しており、そのほとんどが国の地域内フィーダー系統の補助対象外となっている。</u> 〔 課 題 〕 <u>市内で完結するバス路線の幹線系統について、朝夕など利用の多い時間帯の運行や、1日当たりの運行回数確保などのサービスレベルの維持・向上を図るため、本市において財政支援を行っているが、支援額が年々増加していることから、国による路線バス事業者への支援が必要である。</u>	

担当：建設局
(交通政策課)

調整ページ

14 水島港の整備促進について		
要望先	〔国等〕 国土交通省（港湾局）	〔県〕 土木部（港湾課）
要 望	水島コンビナートの国際競争力を支える重要な物流拠点である水島港の更なる機能強化に向けて、次のとおり要望します。 （１）国際バルク戦略港湾として、大型化する輸送船舶による穀物等の一括大量輸送を可能とするため、ファーストポートとして重要な役割を担う<u>塩生埠頭の栈橋延伸・水島東航路の増深の着実な整備を要望します。【位置図（１）の部分】</u> （２）国際コンテナターミナルとして、東南アジア向け国際コンテナ貨物の増大と貨物船の大型化に対応するため、<u>玉島東航路の増深整備を要望します。【位置図（２）の部分】</u>	
説 明	〔 現 状 〕 （１）国際バルク戦略港湾として、令和２年６月に、玉島ハーバーアイランド（以下「玉島HI」という。）において水深１２ｍ岸壁が供用開始、令和３年１２月には、公共帰属により塩生埠頭が供用開始となった。また、水島玉島航路の水深１２ｍ化が令和５年度に工事完了し、令和６年３月に供用開始となった。さらに、<u>令和７年５月には塩生埠頭の後背地に小麦粉製粉工場および新たな穀物サイロが竣工し、稼働を開始している。</u> （２）国際コンテナターミナルとして、平成２５年に玉島HIに水深１２ｍの耐震岸壁が整備され、玉島HI東側の沖合（玉島東航路と水島玉島航路が重なるエリア）については、令和２年度から水深１２ｍ化に向けた整備が進められ、令和４年度に工事が完了した。 〔 課 題 〕 （１）平成２９年に西日本の穀物取扱拠点として稼働した玉島HIの食料コンビナートに加え、令和７年５月には塩生埠頭後背地にて新たな製粉工場が稼働を開始するなど、<u>バルク戦略港湾としての重要性が増しているが、港湾計画上の水深１６ｍに対して現況は１２ｍにとどまっているため、水深不足により大型船は減載して入港している。</u> （２）玉島HIに水深１２ｍの耐震岸壁が整備されたが、<u>コンテナ航路である玉島東航路は、（玉島HI東側沖合を除き）水深１０ｍにとどまっている。</u>	

担当：文化産業局（水島港振興室）
建設局（事業推進課）

位置図



○水島港・水島コンビナートの現状

- ・水島港の令和5年取扱貨物量は全国第9位、コンテナ取扱貨物量が全国第15位、穀物（とうもろこし・豆類）輸入量が全国第2位となっており、水島港は、地域経済のみならず、わが国のGDPに大きく寄与している。
- ・水島港を海の玄関とする水島コンビナートの令和2年の製造品出荷額等は約3.2兆円で、倉敷市の製造品出荷額等の約92%、岡山県の製造品出荷額等においても約46%を占めている。
- ・平成29年3月には、生産拠点である水島地区と、物流拠点である玉島地区を直結する臨港道路「倉敷みなと大橋」が供用開始となり、輸送時間・距離が短縮するなど、安全性及び利便性が飛躍的に向上した。

15 カーボンニュートラルコンビナート実現に向けた送配電網の整備等について	
要望先	〔国等〕 経済産業省（資源エネルギー庁）
要 望	① 地域経済の中核を担う水島コンビナートにおけるカーボンニュートラルの実現には、製造プロセスの電化等が必要不可欠であることから、それにより見込まれる電力需要の増加に対応するため、<u>安定的かつ強靱な送配電網の整備の推進</u>を要望します。 ② また、<u>企業間連携による水素等の脱炭素エネルギーのサプライチェーン構築やカーボンリサイクル技術確立等の研究開発・設備投資への支援の充実</u>を引き続き要望します。
説 明	〔現 状〕 本市では、水島コンビナートのカーボンニュートラル実現に向け、令和3年度から複数の立地企業と包括連携協定を締結するとともに、官民連携組織を設置し、先進地視察やセミナー等を実施してきた。 令和4年11月には、県とともに水島コンビナートのカーボンニュートラル実現に向けた<u>官民連携組織「カーボンニュートラルネットワーク会議」を設置</u>し、令和5年3月には取組方針を策定した。さらに、令和5年6月には専門部会を設置し、水素需要調査や電力需要調査を行うなど、カーボンニュートラルコンビナート実現に向けた具体的な取組を進めている。 ① 令和7年2月に閣議決定された第7次エネルギー基本計画において、「電化等を通じた製造プロセスの脱炭素化の促進に向けた局地的な大規模需要に対する迅速かつ確実な電力供給の必要性」が謳われている。 ② また、国においては、水素等のサプライチェーン構築に向け、令和12年度までに水素等の供給を開始する事業者に対する支援策として、価格差支援（既存燃料との価格差を支援）および拠点整備支援を開始した。 〔課 題〕 ① <u>カーボンニュートラルコンビナートの実現には、製造プロセスの電化等が必要不可欠であり、将来の電力需要増加が見込まれるため、先行的・計画的な送配電網の整備が必要である。</u> ② また、水素等の脱炭素エネルギーの活用には、大量かつ安定的な調達手法の確立や、多様な業種が活用できるよう貯蔵や配管等の供用設備の整備が必要となるほか、水素等をエネルギー源とした製造プロセスの転換やCO₂を原料として利用するカーボンリサイクル技術の確立・コスト低減など多くの課題があり、<u>本市においても、カーボンニュートラルに資する設備投資に対して積極的に支援を行うこととしているが、国からの更なる支援が必要である。</u>

調整ページ

16 学校給食費の無償化について	
要望先	〔国等〕 文部科学省（初等中等教育局健康教育・食育課）
要 望	<u>学校給食費の無償化については、自治体間での格差が生じないように、国の責務として長期的に安定的な財源を確保し、制度を構築するように要望します。</u>
説 明	〔現 状〕 学校給食は、児童生徒の心身の健全な発達に資するものであるため、居住地域や家庭の経済状態に関係なく、栄養バランスのとれた給食を提供することが必要である。その経費負担については、学校給食法の規定により、食材費は保護者の負担とされており、本市においては、保護者から学校給食費を徴収している。 学校給食費の無償化について、経済財政運営と改革の基本方針2025では、学校給食費の無償化について「令和8年度予算の編成過程において成案を得て実現する。」とされたところである。 〔課 題〕 学校給食については、自治体ごとに地産地消の取り組みや、食材の物価水準が異なるとともに、都道府県給食会などを設置して食材を共同購入している例も多く、<u>地域ごとに事情が大きく異なっている。</u> 制度化にあたっては、国費による補助や地方財政措置などにより、「基準となる額」を設定すると考えられるが、学校給食費の状況は地域によって大きく異なるため、<u>「基準となる額」を設定するにあたっては、自治体ごとの実情に応じて設定するなど、自治体間での格差が生じないようにする必要がある。</u> また、食材費の価格上昇が著しい状況にあるため、国が過去の実績を元に「基準となる額」を設定した場合、実際に無償化を実施した年度においては、国から自治体に支給される額が見合わない可能性がある。

担当：教育委員会

(保健体育課)

【参考 学校給食に関する実態調査の結果について（文部科学省：令和6年6月公表）】

＜都道府県別学校給食費（令和5年5月時点）＞

区 分	小学校	中学校
最 高	3 1 8 円/食（福島県）	3 5 8 円/食（福島県）
岡山県	2 9 4 円/食	3 4 1 円/食
平均値	2 6 9 円/食	3 1 4 円/食
最 低	2 2 9 円/食（滋賀県）	2 6 5 円/食（沖縄県）

※倉敷市の給食費（1食当たりの単価）については次のとおり。

●令和5年5月時点

小学校 3 1 0 円/食

中学校 3 6 0 円/食

米価及び食材高騰のため令和7年1月に給食費を改定。

●現在の給食費

小学校 3 3 0 円/食

中学校 3 8 5 円/食

17 部活動の地域移行（地域展開）について	
要望先	〔国等〕 文部科学省、スポーツ庁、文化庁
要 望	学習指導要領における部活動の位置づけを改正していただきたい。 <u>地域クラブの定義や備えるべき要件などを明確化するとともに、運営に要する費用、経済的困窮家庭への支援等、地域移行（地域展開）を進める上で生じると見込まれる財政負担について、国で措置することを要望します。</u> さらに、部活動指導員にかかる国の補助制度については、令和7年度で終了することとなっていますが、令和8年度以降の継続を要望します。
説 明	〔 現 状 〕 部活動については、学習指導要領において「学校教育の一環」として位置づけられており、学校外の組織である地域クラブ等へ部活動を移行する障害となっています。 「地域スポーツ・文化芸術創造と部活動改革に関する実行会議」が、令和7年5月に公表した最終とりまとめでは、「<u>地域移行</u>」の名称が、今後「<u>地域展開</u>」に改められることが提言されるとともに、<u>担い手として期待される「地域クラブ」については、定義がなく、備えるべき要件なども示されていないこと、地域クラブの運営費の負担の在り方などについて、国で示す必要があるとされています。</u> <u>また、本市においては、活動場所や生徒の移動手段の確保について、苦慮しております。</u> 部活動指導員については、現在、単独で部活動の指導等に従事していますが、将来的には、地域クラブを自ら立ち上げ、又は既存の地域クラブの運営に加わることを期待しており、地域移行（地域展開）を担う人材育成の側面があり、令和8年度以降も国の補助制度の継続が必要です。 〔 課 題 〕 ① 部活動の地域移行（地域展開）については、「教職員の働き方改革」のみならず「生徒の活動機会の保証」を図る必要があるため、<u>部活動の新たな担い手（地域クラブ）を確保する必要があります。</u> ② 「<u>地域クラブ</u>」についての定義がなく、備えるべき要件なども示されていないため、市町村ごとに仕組みを整える必要があります。 ③ 「<u>地域クラブ</u>」の運営費の確保方法、<u>保護者負担の在り方や生活困窮世帯への支援等</u>についても何ら示されていません。

担当：教育委員会
(保健体育課)

18 学校給食共同調理場における栄養教諭及び学校栄養職員の配置基準の見直しについて

要望先	〔国等〕 文部科学省（初等中等教育局健康教育・食育課）																
要 望	学校給食共同調理場の配置人数は、現状の業務量に見合う形での増員を行うべきであり、法改正による配置基準の見直しを要望します。																
説 明	〔現 状〕 学校給食共同調理場における栄養教諭及び学校栄養職員の配置基準（下図参照）については、<u>平成13年から未改訂のままとなっているが</u>、現在では、次のとおり基準や指針が制定され業務水準の高度化・多様化が求められ、<u>業務量が大幅に増えている</u>。 ①「<u>学校給食衛生管理基準</u>」の施行（平成21年）等による衛生管理の厳格化。 ②「<u>学校給食における食物アレルギー対応指針</u>」の制定（平成27年）等によるきめ細かいアレルギー対応の必要性。 ③「<u>食育基本法</u>」の制定（平成17年）等に関連付けられた食育の推進。 〔課 題〕 現在、学校給食共同調理場に勤務する栄養教諭等は、複数校を抱え、次のような業務を担っている。 ① 衛生管理については、毎日、食材の品質や作業動線図の確認等。 ② アレルギー対応については、複数校の「食物アレルギー対応委員会」を担当し、養護教諭等と共に対象児童生徒の保護者面談の実施等。 ③ 食育については、季節の食材についての学習や地産地消の推進等。 <u>本市においては、安全安心な給食を日々提供するために市費で栄養士を加配して、業務量に見合う様、2倍の配置人数としている。</u> よって、次のとおり現行の配置基準の見直しを要望するものである。 （現在の配置基準） <table border="1"> <thead> <tr> <th>児童生徒数</th><th>栄養教諭の数</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1,500人以下</td><td>1人</td></tr> <tr> <td>1,501人以上 6,000人以下</td><td>2人</td></tr> <tr> <td>6,001人以上</td><td>3人</td></tr> </tbody> </table> ➡ （希望する配置基準） <table border="1"> <thead> <tr> <th>児童生徒数</th><th>栄養教諭の数</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1,500人以下</td><td><u>2人</u></td></tr> <tr> <td>1,501人以上 6,000人以下</td><td><u>4人</u></td></tr> <tr> <td>6,001人以上</td><td><u>6人</u></td></tr> </tbody> </table>	児童生徒数	栄養教諭の数	1,500人以下	1人	1,501人以上 6,000人以下	2人	6,001人以上	3人	児童生徒数	栄養教諭の数	1,500人以下	<u>2人</u>	1,501人以上 6,000人以下	<u>4人</u>	6,001人以上	<u>6人</u>
児童生徒数	栄養教諭の数																
1,500人以下	1人																
1,501人以上 6,000人以下	2人																
6,001人以上	3人																
児童生徒数	栄養教諭の数																
1,500人以下	<u>2人</u>																
1,501人以上 6,000人以下	<u>4人</u>																
6,001人以上	<u>6人</u>																

担当：教育委員会
（保健体育課）

19 国と地方の税配分の是正について	
要望先	〔国等〕 総務省（自治税務局企画課）
要 望	<u>真の地方自治の実現に向け、税源の偏在性が小さく税収が安定的な地方税体系を構築し、地方が担う事務と責任に見合う税配分を要望します。</u>
説 明	〔現 状 〕 現状における国と地方の税配分が「国 6：地方 4」であるのに対し、国からの地方交付税、国庫支出金等を含む国と地方の実質的な税配分は「国 3：地方 7」と大きくかい離している。 【国と地方の税配分】 国税 77.8 兆円（63.1%）：地方税 45.4 兆円（36.9%） 【国と地方の実質的な税配分】 国 38.5 兆円（31.2%）：地方 84.7 兆円（68.8%） ※地方交付税、地方譲与税 地方特例交付金、国庫支出金 等を含む ※令和 7 年度地方財政対策等より 〔課 題 〕 社会保障関係経費の自然増や公共施設の老朽化対策を含めた社会資本整備、教育、防災・減災等の諸課題への対応など財政需要が増加するなか、地方自治体が住民生活に直結した行政サービスを持続していくためには、安定的な税財源の確保が不可欠である。 このため、税源の偏在性が小さく、税収が安定的な地方税体系を構築し、<u>地方が担う事務と責任に見合うよう、地方の財政自主権を拡充することが重要である。</u> このため、まずは、<u>大きくかい離している国と地方間の税配分について、現状の「国 6：地方 4」から「国 5：地方 5」となるよう地方税の配分を高めることが必要である。</u>

担当：企画財政局
(財政課)

20 保育士の処遇改善について

要望先	〔国等〕 文部科学省（初等中等教育局幼児教育課） こども家庭庁（育成局保育政策課）
要 望	<u>国の定める公定価格等において、保育士の就労継続が可能となる加算率の上限の見直し等を行うとともに給付方法が簡素化するよう要望します。</u>
説 明	〔現 状〕 保育所等に給付される費用の額は公定価格等で定められており、現在の公定価格等は、年齢配置基準等による所定の人員配置数で積算されている。しかし、<u>11時間開所に伴う人員配置、保育時間の長時間化や特別な支援を必要とする児童の増加により、ほとんどの保育所等において、配置基準以上に人員を雇用している現状がある。</u> また、公定価格等の処遇改善等加算については、保育所等に勤務する職員の平均経験年数で基礎分の加算率が設定されているが、<u>加算率の上限が平均経験年数10年となっており、長期にわたって保育士の就労継続を促す仕組みとなっていない。</u> さらに、<u>この処遇改善加算は、配置基準以上に配置された職員分については施設の負担となっており、人件費率の上昇から、経営に苦慮する施設が非常に増加している。</u> 〔課 題〕 令和7年4月からの保育士の配置基準の見直しや令和8年4月からの「こども誰でも通園制度」の実施等により、ますます保育士不足が深刻になっている状況において、国の公定価格等の見直しにより、処遇は、一定程度改善されているものの、依然として他業種と比較して賃金が低く、労働負担の大きいことが、保育士の新規採用や就労継続への取組を進めていく上での課題となっている。 現在の公定価格等の水準では、保育士の処遇改善を行いつつ、実情に応じた保育士数を配置することは困難であり、保育士不足のなか、<u>保育士の就労継続を確実に行うためには、加算率の上限についての見直しが必要である。また、給付方法が、複雑な面があるため、事務の簡素化を含め、わかりやすい形で職員給与に反映するような見直しが必要である。</u>

担当：保健福祉局
(保育・幼稚園課)

21 介護人材確保に向けた対策の着実な実施について

要望先	〔国等〕 厚生労働省（老健局）
要 望	介護職員の処遇改善における報酬改定率は、他業種の賃上げ状況と比較すると十分ではない。さらに、居宅ケアマネジャーなど直接介護を行わない職員には処遇改善が十分行き届く仕組みとなっていないことから、処遇改善加算の対象に追加するなど介護に携わる全ての人材の確実なベースアップとなるよう、抜本的な処遇改善措置を講じるよう要望します。
説 明	〔 現 状 〕 地域包括ケアシステムの深化・推進に向け、その担い手となる優れた人材を確保するため、本市では、介護保険事業者等連絡協議会と連携し、新人職員や管理者層等を対象に職員定着のための研修等を実施している。また、訪問看護師の養成や高齢者支援センターの人材確保も重要であることから、医療福祉系大学での現場職員による講義等でPRを行うなど、地域包括ケアに意欲ある人材の確保につながる取組も進めている。 しかし、介護現場では慢性的に人手不足となっており、新規の職員を募集してもなかなか応募がない状況にある。 〔 課 題 〕 令和6年度の報酬改定（改定率1.59%）において、介護職員の処遇改善の改定率は0.98%であり、一定の手当てはなされたものの、依然として<u>基本的には直接介護を行う介護職員対象の加算取得が前提とされた仕組みであり、利用者の自立支援や重度化防止において重要な役割を持つ居宅ケアマネジャー、機能訓練指導員、生活相談員などに十分行き届くものとはなっていない。</u> <u>また、介護職員と全産業平均との賃金格差は大きいままである。</u> <u>そのため、職種間の傾斜、事業所の裁量、従事者の立場などによらず、介護に携わる全ての人材の確実なベースアップとなる加算の拡大や報酬改定が引き続き求められる。</u> 【倉敷市の介護職員数の需要推計】 令和5年度7,745人 ⇒ 令和12年度9,044人（約1,300人の増が必要） ※倉敷市第9期介護保険事業計画（計画期間R6～R8年度）より

担当：保健福祉局
(介護保険課)

22 国民健康保険制度の安定的な運営に向けた財政基盤の強化等について

要望先	〔国等〕 厚生労働省（保険局）																				
要 望	平成30年度の国民健康保険制度改革に伴い、持続的・安定的な運営を図るための財政基盤強化策として毎年実施されている公費約3,400億円の財政支援を継続するとともに、 <u>今後の医療費の増加を考慮のうえ、国の責任において財源を確保し、更なる公費負担の拡充による財政基盤強化策を講じるよう要望します。</u>																				
説 明	〔 現 状 〕 国民健康保険は、他の医療保険と比べ高齢者や低所得者を多く抱えている一方で、医療技術の高度化等により医療費の増大が懸念され、その財政基盤は極めて脆弱な状態にある。 こうした状況の中、本市の令和6年度国民健康保険事業では、収支の均衡を図るために、国保財政調整基金約5.9億円を取り崩している。 〔 課 題 〕 国民健康保険の持続的・安定的な運営のためには、公費約3,400億円の財政支援の継続に加え、少子高齢化や被用者保険の適用拡大による加入者減少、後期高齢者支援金・介護納付金の増加に対応した、財政基盤の強化が不可欠である。 <u>次年度からは、子ども・子育て支援に係る負担金も追加となり、保険料の更なる増加が見込まれるため、公費負担拡充による一層の財政基盤強化が必要である。</u> 【参考 公費拡充による本市への財政効果額（単位：千円）】 ① 保険者支援制度分（低所得者向け保険料軽減措置拡充分） <table><tr><td>R2</td><td>R3</td><td>R4</td><td>R5</td><td>R6</td></tr><tr><td>534,063</td><td>515,316</td><td>502,510</td><td>472,459</td><td>441,331</td></tr></table> ② 保険者努力支援制度交付金（取組評価分） <table><tr><td>R2</td><td>R3</td><td>R4</td><td>R5</td><td>R6</td></tr><tr><td>193,851</td><td>190,551</td><td>174,128</td><td>199,500</td><td>163,997</td></tr></table>	R2	R3	R4	R5	R6	534,063	515,316	502,510	472,459	441,331	R2	R3	R4	R5	R6	193,851	190,551	174,128	199,500	163,997
R2	R3	R4	R5	R6																	
534,063	515,316	502,510	472,459	441,331																	
R2	R3	R4	R5	R6																	
193,851	190,551	174,128	199,500	163,997																	

担当：保健福祉局
(国民健康保険課)

23 地方単独事業波及増医療費に係る国庫負担金等の減額調整制度の廃止について

要望先	〔国等〕 厚生労働省（保険局）
要 望	重度障がい者やひとり親家庭等の医療費について、一部負担金の割合を軽減する措置を実施している国民健康保険事業の保険者に対する <u>国庫負担金等（療養給付費負担金、調整交付金）の減額調整措置の廃止を要望します。</u>
説 明	〔 現 状 〕 重度障がい者やひとり親家庭などに対する公費負担医療を独自に行っている保険者（市町村等）について、国は、国庫負担金等（療養給付費負担金、調整交付金）を減額調整して交付することとしている。 〔 課 題 〕 令和6年度から、高校生までの子ども医療費助成について、国庫負担金等の減額調整措置は廃止されたが、有効な福祉施策として、本市が実施している心身障害者医療及びひとり親家庭医療給付事業に対する減額調整措置は、令和6年度で約8,100万円となっており、依然として、本市国保財政に多大な影響を与えている。 このため、子ども医療にとどまらず、地方単独事業全てに係る国庫負担金等の減額調整措置の廃止が必要である。

担当：保健福祉局
(国民健康保険課)

24 交通DX（デジタル技術の活用）の推進について

要望先	〔国等〕 国土交通省（運輸局）	〔県〕 県民生活部（県民生活交通課）
要 望	A I オンデマンド交通を持続可能な地域公共交通として推進していくため、<u>導入時の初期経費だけでなく、実装後の高度化に伴う機器更新等についても補助対象となるよう、制度拡充を要望します。</u>	
説 明	〔 現 状 〕 地域公共交通は、市民生活や社会経済活動を支える社会基盤であるが、一方で、人口減少や少子化、マイカー利用の普及やライフスタイルの変化等による長期的な需要減に加え、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、多くの交通事業者が深刻な経営状況にある。 こうした需要の減少は、交通事業者の経営努力のみでは避けられないものであることから、令和5年6月に国により、A I オンデマンド交通などの「交通DX」、車両の電動化などの「交通GX」、官と民の共創・交通事業者間の共創・他分野を含めた共創の「3つの共創（連携・協働）」により地域公共交通を再構築（リ・デザイン）する必要性が示された。 本市では、バス路線が廃止された地域や公共交通不便地域など、市内10地区で乗合タクシーが運行されており、運行経費の赤字の一部について、運営主体である地域等に対し財政支援等を行っている。 <u>しかしながら、運転手や車両の不足などにより、移動需要に応じた供給が困難な状況となっており、今後、より効率的な運行を行いながら路線を維持するため、乗合タクシーの代替手段として、A I オンデマンド交通の研究を進めている。</u> <u>国の「共創モデル実証運行事業」において、実施に当たり必要となるシステム構築、車両購入・改造に要する経費などの初期経費については補助対象となっているが、実装後の高度化に伴う機器更新等は補助対象となっていない。</u> 〔 課 題 〕 A I オンデマンド交通は、乗合タクシーに比べ運行経費が高額であるだけでなく、<u>実装後の機器更新等も必要となることから、持続的な運行のための財源確保が課題である。</u>	

担当：建設局
(交通政策課)

25 地方鉄道ネットワークの維持・存続に関する支援について

要望先	〔国等〕 国土交通省（運輸局）	〔県〕 県民生活部（県民生活交通課）
要 望	「地域公共交通活性化再生法」に基づき設置された「再構築協議会」において、国は関係団体の意見を十分踏まえるとともに、経済性に偏った議論がなされないように配慮を行い、地方鉄道に対して様々な役割を期待する地域の声が十分に反映されるよう、主体的に関与し調整を図っていただきたい。	
説 明	〔現 状〕 令和５年４月に「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律等の一部を改正する法律」が成立し、令和５年１０月から施行されている。この法律においては、自治体又は鉄道事業者からの要請に基づき、国が「再構築協議会」を設置することができ、地方鉄道の存廃なども含めた再構築方針を協議・作成する仕組みが設けられた。 これを受けて、中国地方では令和５年１０月３日にＪＲ西日本が、芸備線の一部区間（備中神代から備後庄原間の６８．５キロ）について、「再構築協議会」の設置を国に要請し、令和６年１月１２日に全国初となる「芸備線再構築協議会」が設置された。 これまでに４回の協議会が開催され、各種データと関係者・住民へのヒアリング・アンケートなどを基にした現状分析等を踏まえ、地域経済効果を検証するための実証事業の実施に向けた検討が行われた。 今年度は、実証事業及び、より専門的な分析等に関する調査を実施し、令和９年末までを目安に再構築方針をとりまとめることとしている。 〔課 題〕 地方鉄道ネットワークは、地域住民の日常生活に必要な移動手段、経済活動やまちづくりの基盤として、また、訪日外国人に向けた地方誘客を支える交通手段としても重要な役割を担うものであり、その維持・存続に向けて、国の主体的な関与が必要である。	

担当：建設局
(交通政策課)